

令和3年神審第24号

裁 決

モーターボートAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年11月3日07時30分

兵庫県東播磨港南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 5.6トン

登録長 9.84メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 228キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配したFRP製プレジャーモーターボートで、同室前部右舷側に舵輪、その前方にGPSプロッター及びレーダー、右舷側壁際に機関遠隔操縦装置、同室外左舷側後壁に舵輪及び機関遠隔操縦装置が備えられた操舵区画並びにその前方上部にGPSプロッターがそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、友人3人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年11月3日05時00分阪神港神戸第4区の係留地を発し、東播磨港南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、東播磨港南方沖合には、同港港界を跨ぎ、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、高砂漁業協同組合他4組合が兵庫県知事から免許を受けた免許番号区第12号と称する第1種区画漁業の漁場区域（以下「12号区域」という。）が、東播磨港別府東防波堤灯台（以下「別府東防波堤灯台」という。）から121度（真方位、以下同じ。）2.44海里、148度3.03海里、171度1.92海里、171度1.28海里、152度1,850メートル及び132度1.09海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲に設定され、同区域には、多数ののり養殖施設が敷設されていた。

また、a受審人は、平素、東播磨港南方沖合で釣りを行っていたことから、12号区域が設定されていることを承知しており、のり養殖施設は容易に目視することができた。

a受審人は、06時20分12号区域の北端付近に到着し、同区域内に敷設されたのり養殖施設の間の海域で、釣り場を移動しながら、漂泊と潮上りを繰り返すたこの流し釣りを始めた。

a受審人は、07時25分別府東防波堤灯台から154度1.21

海里の地点で、船首を016度に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、同乗者3人を船尾甲板に配して釣りを行わせ、自身は操舵区画後方で下を向いた姿勢で捕ったこの処理作業（以下「処理作業」という。）に当たり、折からの風潮流により270度の方向に1.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら漂泊を続けた。

a 受審人は、07時29分僅か過ぎ別府東防波堤灯台から157度1.18海里の地点に達したとき、のり養殖施設まで30メートルのところとなり、その後同施設に向かって圧流される状況であったが、処理作業に気をとられ、自船とのり養殖施設との距離を目測するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、処理作業を続けながら漂泊中、07時30分少し前顔を上げて左方を見たところ、至近にのり養殖施設を認め、直ちに機関を前進にかけ右舵一杯としたものの、及ばず、07時30分別府東防波堤灯台から157.5度1.18海里の地点において、Aは、船首が061度を向いたとき、同施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、発生地点付近には流向270度及び流速1.0ノットの潮流があった。

その結果、Aに損傷はなかったが、のり養殖施設は、錨綱に破損を生じ、後修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件のり養殖施設損傷は、東播磨港南方沖合の12号区域において、処理作業を続けながら漂泊中、船位の確認が不十分で、のり養殖施設に向けて圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、東播磨港南方沖合の12号区域において、処理作業を続けながら漂泊する場合、のり養殖施設に向かうことのないよう、自船と同施設との距離を目測するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、処理作業に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、のり養殖施設に向けて圧流されていることに気付かず、同施設への乗り入れを招き、のり養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年12月7日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲